

別表十四(一) 「特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入額の計算に関する明細書」

1 「I 特殊支配同族会社の判定」

(1) この明細書の用途

この明細書のIは、法第2条第10号(定義)に規定する同族会社(以下「同族会社」といいます。)が法第35条第1項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)に規定する特殊支配同族会社(以下「特殊支配同族会社」といいます。)に該当するかどうかを判定する場合に使用します。

なお、この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

(2) 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」	その会社が有する自己の株式又は出資は含まれません。	
「期末現在の議決権の総数4」、「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の議決権の数5」及び「議決権の数による判定6」の各欄	(1) その会社が令第72条第2項第2号イからニまで(特殊支配同族会社の判定等)に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式(出資を含みます。以下「種類株式」といいます。)を発行していない場合には記載する必要はありません。 ただし、この場合であっても、議決権を行使することができない株主等が有するその議決権(以下「行使不可能議決権」といいます。)に係る株式がある場合には、記載する必要がありますので、ご注意ください。 (2) その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき総数、数及び割合(以下「判定割合」といいます。)は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。	(1) 行使不可能議決権に係る株式がある場合には、議決権の総数及び数からその行使不可能議決権の数を除きます。 (2) その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「期末現在の社員の総数7」、「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数8」及び「社員の数による判定9」の各欄	その会社が合名会社、合資会社又は合同会社(以下「持分会社」といいます。)である場合に限り、記載します。 ただし、「株式数等による判定3」又は「議決権の数による判定6」の欄のうちいずれかの判定により90%以上である場合には記載する必要はありません。	
「期末現在の社員の総数7」及び「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数8」	持分会社である会社の社員の総数及び数を記載します。 ただし、その持分会社が業務を執行する社員(以下「業務執行社員」といいます。)を定めている場合には、その業務執行社員の総数及び数を記載します。	業務執行社員に該当する者については、「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項」の「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。
「期末現在の常務に従事する役員の数11」	役員のうち、役員としての職務につき常務に従事している者について、その総数を記載します。	
「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項」の各欄	(1) 同族会社の令第72条第1項第1号に規定する業務主宰役員(以下「業務主宰役員」といいます。)及び同条第3項第1号に規定する業務主宰役員グループ(以下「業務主宰役員グループ」といいます。)に属する者について記載します。	(1) 業務主宰役員グループに属する者のうちその同族会社の役員である者については、その同族会社の株主等で

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>この場合において、業務主宰役員グループに属する者のうち、①業務主宰役員本人にあつては「業務主宰役員」の欄に、②その同族会社の役員である者及び同条第1項第6号から第8号までに掲げる法人である株主等にあつては「業務主宰役員関連者」の各欄に、③それ以外の株主等にあつては「同上以外の者」の各欄に、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 業務主宰役員グループに属する者との間でその者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権（以下「同意議決権」といいます。）について、令第72条第4項の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。</p> <p>イ 同意議決権を有する者が業務主宰役員グループに属する者である場合 同意議決権を有する者の「議決権数②」の欄に、その同意議決権の数を△印を付して外書として記載するとともに、同意を受けている者の「議決権数②」の欄に、その同意議決権の数を外書として記載します。</p> <p>ロ 同意議決権を有する者が業務主宰役員グループに属する者でない場合 同意を受けている者の「議決権数②」の欄に、その同意議決権の数を外書として記載します。</p>	<p>あるかないかにかかわらず記載する必要がありますので、記載漏れがないようご注意ください。</p> <p>(2) 左記(2)で外書きした同意議決権の数については、「合計14」の「議決権数②」の欄の計算に当たっては、本書に加算した上で記載します。</p>
「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項」の「常務従事役員の別③」	<p>(1) 「業務主宰役員関連者」の各欄に記載した者について、役員としての職務につき常務に従事しているかどうかの別により判定し、判定の結果、常務に従事している者については「常務従事役員」を、それ以外の者については「常務従事役員以外」を、それぞれ○で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「合計14」の「③」の欄には、「業務主宰役員」欄の「常務従事役員」を1とし、これに「業務主宰役員関連者」のうち上記(1)で「常務従事役員」を○で囲んで表示した者の数を加算した後の総数を記載します。</p>	<p>左記(2)で記載した総数を「12」の欄に移記し、その結果、「10」の欄の判定割合が90%以上で、かつ、「13」の欄の判定割合が50%を超える場合には、その同族会社は特殊支配同族会社に該当することになります。</p>

2 「II 基準期間がある場合等の適用除外の判定」

(1) この明細書の用途

この明細書のIIは、特殊支配同族会社に該当する同族会社が法第35条第2項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の不適用）の規定に該当するかどうかを判定する場合に使用します。

なお、同族会社が特殊支配同族会社に該当する場合には、同項の規定の適用による損金不算入額がないときであっても、当期の確定申告書に添付しなければなりませんので、ご注意ください。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準期間がある場合の適用除外の判定」の各欄	令第72条の2第5項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等）に規定する基準期間がある特殊支配同族会社が記載します。	左記の記載をする前に、別表十四（一）付表の所要の欄を記載します。
「基準期間開始の日15」	当期首前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業	左記の各事業年度又は

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	業年度(その各事業年度又は各連結事業年度のうちに特殊支配同族会社に該当しない事業年度又は連結事業年度がある場合には、その該当しない事業年度又は連結事業年度のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。)のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日を記載します。	各連結事業年度が特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定は、当該各事業年度又は各連結事業年度終了の日の現況により行います。
「基準期間内事業年度等の月数 16」	「基準期間開始の日 15」の欄に記載された日から当期開始の日の前日までの期間の月数を記載します。	期間の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「前三年業務主宰役員平均給与額 21」及び「前三年基準所得金額に占める前三年業務主宰役員平均給与額の割合 22」	<p>「前三年基準所得金額 $(19) \times \frac{12}{16} \times 20$ の金額が適用除外基準額」</p> <p>を超え、3,000万円以下である場合に限り、記載します。 なお、適用除外基準額とは次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいいます(以下同じ。) (1) 平成19年4月1日前に開始した事業年度 800万円 (2) 平成19年4月1日以後に開始する事業年度 1,600万円</p>	
「基準期間がない場合の適用除外の判定」の各欄	令第72条の2第9項に規定する基準期間がない特殊支配同族会社が記載します。	
「所得加算額 24」	<p>別表四の「加算」の各欄のうち「8」及び「11」の欄以外の各欄を記載した上で、それらの各欄の金額の合計額を記載します。 この場合において、次に掲げる金額があるときは、これらの金額を加算した金額を記載します。 (1) 役員に対して支給する給与の額で、法第34条(役員給与の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額 (2) 措置法第61条の2第1項第1号(農業経営基盤強化準備金)に掲げる金額のうち同項に規定する損金経理により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額又は措置法第61条の3第1項第1号イ(農用地等取得した場合の課税の特例)に掲げる金額のうち同項に規定する農用地等の帳簿価額を同項に規定する損金経理により減額し、若しくは同項に規定する積立金として積み立てる方法(剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を除きます。)により経理した金額</p>	
「所得減算額 25」	別表四の「21の①」(別表十二(十五)に係る部分の金額を除きます。)に規則第22条の4第3項第2号(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算)に掲げる金額を加算した金額を記載します。	
「期首控除未済欠損金額 26」	当期において法第59条第1項又は第2項(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用がある金額については、この欄に含めて記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期に支給した業務主宰役員給与額 27」	当期に業務主宰役員に対して支給した給与の額のうち、法第 34 条の規定により損金の額に算入されない部分の金額に相当する金額を控除した金額を記載します。	左記の場合において、その損金の額に算入されない部分の金額をこの欄の外書として記載します。
「当年度基準所得金額に占める当期業務主宰役員給与額の割合 31」	「当年度基準所得金額 $^{(29)} \times \frac{12}{\text{当期の月数}} \quad 30$ の金額が適用除外基準額を超え、3,000 万円以下である場合に限り、記載します。」	

3 「Ⅲ 業務主宰役員給与の損金不算入額の計算」

(1) この明細書の用途

この明細書のⅢは、特殊支配同族会社が法第 35 条第 1 項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入）の規定により損金の額に算入されない金額を計算する場合に使用します（その事業年度においてその特殊支配同族会社の業務主宰役員に異動があったことにより、令第 72 条の 2 第 1 項後段（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等）の規定の適用を受けることとなった場合には、同項に規定する期中業務主宰役員に対する当期の業務主宰役員給与額については他のⅢの用紙を使用します。）。

ただし、次に掲げる事業年度については記載する必要はありません。

イ 「前三年基準所得金額

$$^{(19)} \times \frac{12}{(16)}$$

$$20$$
の金額が適用除外基準額以下である事業年度又は同欄の金額が適用除外基準額を超え 3,000 万円以下であり、かつ、「前三年基準所得金額に占める前三年業務主宰役員平均給与額の割合 22」の割合が 100 分の 50 以下である事業年度

ロ 「当年度基準所得金額

$$^{(29)} \times \frac{12}{\text{当期の月数}}$$

$$30$$
の金額が適用除外基準額以下である事業年度又は同欄の金額が適用除外基準額を超え 3,000 万円以下であり、かつ、「当年度基準所得金額に占める当期業務主宰役員給与額の割合 31」の割合が 100 分の 50 以下である事業年度

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期に支給した業務主宰役員給与額 32」	当期に業務主宰役員に対して支給した給与の額のうち、法第 34 条（役員給与の損金不算入）の規定により損金の額に算入されない部分の金額に相当する金額を控除した金額を記載します。	左記の場合において、その損金の額に算入されない部分の金額をこの欄の外書として記載します。
「合算対象給与額 34」	特殊支配同族会社が令第 72 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける場合に同項に規定する合算対象給与額を記載します。	左記の場合には、下記 4 の添付書類が必要となりますので、ご注意ください。
「年換算業務主宰役員給与額等に係る損金不算入額 36」	「年換算業務主宰役員給与額等 35」に記載した金額を「損金不算入額の計算」の「38」から「43」までの各欄の場合に応じて計算して記載した金額を当欄に移記します。	

4 添付書類

令第 72 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける場合は、当期の確定申告書の提出期限（中間申告書を提出する

場合には、その中間申告書の提出期限)までに、次の(1)の書類及び(2)の書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますので、ご注意ください。

(1) 同項の規定の適用を受ける合算対象給与額及び特殊支配同族会社の当該事業年度終了の時におけるその合算対象給与額を支給する法人についての次のような事項(その詳細は、規則第22条の4第1項各号(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算)に規定しています。)を記載した書類

イ 名称及び納税地

ロ 発行済株式又は出資の総数又は総額

ハ 株主等の氏名又は名称及び各株主等の保有する株式又は出資の数又は金額

ニ 常務に従事する役員の氏名及び役職名

ホ 業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の氏名並びにこれらの者とその特殊支配同族会社の令第72条の2第2項の業務主宰役員との関係

ヘ 上記イからホまでに掲げる事項のほか、その合算対象給与額を支給する法人が令第72条の2第3項に規定する他の特殊支配同族会社に該当することについての説明

(2) 他の特殊支配同族会社が作成した合算対象給与額の支給金額を証する書類でその支給金額が支給時期ごとに記載されているものの写し

5 根拠条文

法35、令72～72の2、規則22の4